

# ○ 一時保育のご案内 ○

一時保育とは、保護者のパート就労や病気等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児負担軽減のため、保育所等（認可保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業）でお子さんをおあずかりする制度です。

1 利用の類型 ※ ①～③のいずれかを選択してご利用ください。

## ① 非定型保育

保護者の就労や、技能習得のための職業訓練校および学校への通学によって、ご家庭での保育が断続的に困難となるお子さんをおあずかりします。

利用可能日数：1週間あたり平均3日まで

## ② 緊急保育

保護者の病気や出産、ご家族の看護、冠婚葬祭、学校行事などで、ご家庭での保育が一時的に困難となるお子さんをおあずかりします。

利用可能日数：保育を必要とする事由ごとに14日まで

## ③ リフレッシュ保育

保護者の育児にともなう心理的、肉体的な負担を軽減するため、一時的に保育所等でおあずかりします。（体験入所も含まれます。）

利用可能日数：1か月あたり7日まで

※ 複数の保育所も利用可能ですが、合計の利用日数が、①～③のいずれかの利用可能日数を超えないようにしてください。

※ ②あるいは③の類型で利用しておられる場合に、日数についてどうしてもやむを得ない事情があるときは、事前に保育所等にご相談ください。

※ 施設の状況により、利用日数を制限していただくことがあります。

※ 短時間のご利用の場合でも1回＝1日となります。

## 2 利用対象

おあずかりできるのは、満1歳から就学前までのお子さんです。

※ ただし、利用日現在、市内の保育所等に入所中のお子さんを除きます。

## 3 申し込み

(1) 一時保育についてのご相談や申請の受付は直接、保育所等で行います。

事前に保育所等に利用の可否・保育の実施方法等を問い合わせ、利用希望日の1週間前までに保育所等にお申込みください（事前面接を経て利用承認等の決定をします）。

(2) 申請のとき、母子手帳を提示してください。

(3) 生活保護法による被保護世帯のかたは、「適用証明書」を提出してください。証明書の提出がない場合は、利用料の免除はできません。

(4) 利用日までに、証明書類などの提出をお願いすることがあります。

（例：非定型保育・・・雇用証明書など、緊急保育・・・診断書や学校行事の案内通知など）

(5) 保育の必要性があり、「施設等利用給付認定(2・3号)」を受けた3～5歳のお子さん(非課税世帯の0～2歳のお子さんを含む)の利用料(給食費除く)が幼児教育・保育の無償化の対象となります。ご利用の施設に「認定通知書」を提示してください。

#### 4 利用料

(1) 利用料は次のとおりです。

① 非定型保育 : 日額 2,400円(4時間以下 1,200円)

② 緊急保育 : 日額 2,400円(4時間以下 1,200円)

③ リフレッシュ保育: 日額 3,600円(4時間以下 1,800円)

※ 生活保護法による被保護世帯は、非定型保育および緊急保育の利用料が無料です。

※ 令和2年9月より、0～2歳のお子さんについて、扶養順で第2子にあたるおさんは利用料を半額、第3子以降にあたるおさんは無料とします。

(2) ご利用時に、保育所等に直接お支払いください。

(3) 着替えなどの衣類をご持参ください。

(4) おむつが必要なお子さんについては、おむつをご持参ください。

(5) 幼児教育・保育の無償化または第2子以降の利用料減免の対象となる場合、利用料をいったん施設へお支払いいただいた後に神戸市に請求していただくこととなりますので、「領収書」及び「提供証明書」を大切に保管しておいてください。

#### 5 保育時間

(1) 午前8時から午後6時までの間で、保育が必要な時間おあずかりします。

ご都合のつくかぎり、はやくお迎えをお願いします。

(2) ご利用の開始からお迎えまでが短時間の利用(4時間以下、利用料が日額の1/2)をご希望される場合、必ず、事前に、保育所等に実施方法(食事の方法など)をご確認のうえ、お申し込みください。

(3) 日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休園です。

(4) その他、災害や伝染病の発生などの非常時に休園することがあります。

#### 6 安全と健康管理

(1) 保育所等ではお子さんの送り迎えはいたしませんので、保護者が責任をもっておこなってください。

(2) 申請の時にお子さんの健康状況をお聞きますので、くわしくお話しください。お子さんの健康状態によっては、おあずかりできない場合があります。

(3) 保育所等で発病したり事故があったときは、医師の診断・治療など応急の処置をとり保護者に連絡しますので、緊急時の連絡先を保育所等に知らせておいてください。

#### 7 給食

給食は、原則として保育所等に通園・通所している他のお子さんと同じ給食を提供します。(4時間以下、アレルギーの対応については、保育所等にご相談ください。)

#### 8 お 願 い

(1) 勤務先の変更など事情がかわるときは、事前に保育所等に連絡をお願いします。

(2) 保育所等ごとに利用人員の限度がありますので、ご利用をお断りすることがあります。また、行事などにより、利用できない場合もありますので、お申し込みをされる際に、各保育所等にお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

〔相談、申込みは〕各保育所等へ(☎は別紙、施設一覧でご確認ください)

〔制度のことは〕神戸市総合コールセンター(☎333-3330)まで

